

信州新町・中条地区市バス運行等業務委託仕様書

長野市企画政策部交通政策課

1 運行方法

道路運送法第 78 条第 2 号に規定する自家用有償旅客運送

2 業務委託場所

長野市信州新町地区及び中条地区

3 業務委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。ただし、業務開始日は令和 6 年 4 月 1 日とし、契約締結の日から業務開始日までは乗務員教育や前業務委託受注者からの引継ぎ等を行う準備期間とする。

4 運行期間

(1) 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(2) 運行日は、月曜日から金曜日とする。ただし、国民の祝日、振替休日、お盆（8 月 13 日から 8 月 16 日）及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）は運休とする。

(3) 前項(2)の運休日のうち、年間 18 日以内で発注者が指定する日に、臨時に運行する。

5 旅客の運送方法と運行路線

(1) 旅客の運送方法は、次のとおりとする。

デマンド運送（旅客の事前の申込みに応じて、一定の範囲内において旅客を運送することをいう。以下同じ。）

(2) 前項(1)の運送方法による運送路線は、次のとおりとする。

① 信州新町・中条線

(3) 第 4 (3)については、発注者の指示により運送する。

6 業務委託内容

発注者が所有する管理車両（以下「管理車両」という。）等により、次のとおり信州新町地区及び中条地区市バスの運行と運行に係る必要な業務（以下「運行等業務」という。）を行う。

(1) 信州新町地区及び中条地区市バスの運行及び運行管理

管理車両等による、区域運行（別紙「路線図」のとおり）及び運行管理をする。

なお、第 5 (3)に掲げる運送路線については、定められた運行時間以外であっても発注者からの指示により、臨時に運行及び運行管理をする。

(2) 運行時間及び予約受付時間等

① 運行時間

ア 運行時間は午前 7 時 00 分から午後 7 時までとし、各車両の運行時間は、別途計画表によるものとする。ただし、予約状況により運行計画が変更になる場合が

ある。

② 予約受付

ア 利用者からの予約を受け付け、システムにより運行経路及び運行車両等の確認を行う。

イ 予約の受付は発注者が指定したシステム及び電話で行うこととし、原則として利用者が利用したい日の14日前から当日の利用2時間前までとする。

なお、運行に支障のない場合はこの限りではない。

ウ 受付時間は次のとおりとする。

システム予約は24時間とする。

電話予約は午前8時30分から午後5時までとする。なお、電話予約受付に使用する電話回線は受注者が用意し費用を負担することとし、システム管理するためのパソコン（2台）は市が準備し無償貸与する。

エ 当日の乗車予約の受付は、運行計画に支障が生じない範囲での対応とする。

③ 運行日当日の予約キャンセル及び予約変更

ア 運行日当日に予約者から電話による予約のキャンセル・変更があったときはシステムの入力等を行い適切に対応する。なお、この場合は、運賃を徴収しない。

(3) 料金の徴収、管理及び納入

① 利用者から「長野市有償旅客運送自動車の設置等に関する条例」（平成16年12月28日長野市条例第97号）に定める料金を徴収する。

② 定期券利用者について、降車時に定期券の確認を行い、仮に有効期限内であっても所持が無い場合は、料金を徴収する。

③ 料金の徴収及び管理・保管を発注者の指示に従い適切に行う。

④ 受注者はつり銭を用意し、両替の対応を行う。

⑤ 料金は運行終了後、発注者が指定する方法で信州新町支所もしくは中条支所へ納入する。

⑥ 信州新町支所の指示に従い、料金の確認作業に立ち会う。

⑦ 「長野市有償旅客運送自動車の設置等に関する条例」（平成16年12月28日長野市条例第97号）第11条の規定により定めた「市バス等の旅客運賃の減免基準」に該当する場合は、料金を徴収しない。

(4) 管理車両の適正な管理及び保管

① 受注者は、管理車両の清潔を常に保ち、善良なる注意をもって管理・保管を行い、管理車両を委託業務以外の目的に使用してはならない。

② 受注者は、前項の管理が適切に行われるよう、常に、管理車両の状態を確認する。

る。

③ 受注者は、管理車両が故障し、救援を必要とする場合には、速やかにその旨を発注者に報告する。

④ 受注者は、運行の途中で管理車両から離れる場合には、盗難及び損傷の防止のための措置を講ずる。

⑤ 待機中はエンジン停止を原則とする。

⑥ 受注者は、管理車両の盗難又は損傷があった場合には、直ちに最寄りの警察署又は、交番に届け出るほか、速やかにその旨を発注者に報告する。

⑦ 管理車両は、運行後は指定された場所に保管する。

(5) 管理車両の整備、修理、車検、法定点検及び日常点検等

① 管理車両に係る次のア～スに掲げる部位の修理・交換で、その修理等に要する費用（部位毎の部品代及び工賃の合計額）が10万円を超える場合は、その費用の全額を発注者が負担する。この場合、修理・交換前に発注者にその旨を報告する。

ア エンジン本体

イ インジェクションポンプ本体

ウ エンジンコントロールユニット（コンピュータ）本体

エ マニュアル（又はオートマチック）トランスミッション本体

オ ディファレンシャルギアー本体

カ ステアリングギアーボックス本体

キ エアークンディショナーの主要機構本体

ク エアークンプレッサー本体

（エバポレーター・コンデンサー・駆動用エンジン・コンプレッサー）

ケ ヒーター本体

コ ラジエーター本体

サ ブレーキ本体

シ ターボチャージャー本体又はスーパーチャージャー本体

ス 日頃の整備・点検で管理上予防手段の取れない経年劣化等、自然発生的な車体及びその他の部位（消耗部品を除く）の破損・腐食等のうち、車両所有者として発注者が負担すべきものと認められるもの

② 管理車両に係る①のア～スに掲げる部位の修理・交換で、その修理等に要する費用（部位毎の部品代及び工賃の合計額）が10万円以内の場合は、その費用の全額を受注者が負担する。

③ 管理車両に係るその他の部位の修理・交換に要する費用及び整備・車検・点検に要する費用は受注者が全額負担する。

④ 車検を行った場合は速やかに発注者に報告し、車検証の写しを提出する。

⑤ 月毎に管理車両の整備・修理・点検等の状況を発注者に報告する。

(6) 燃料等の給油及び交換

燃料等とはガソリン、エンジンオイル及びその他の油脂とし、受注者は必要に応じて給油及び交換を行いその費用を負担する。なお、エンジンオイル、オイルエレメントの交換は、走行距離等を参考にしながら、必要に応じ定期的に実施する。

(7) 貸与品等の管理

発注者は、受注者に次に掲げる備品、機械器具、その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）を貸与し、受注者はそれを適切に管理する。

なお、⑥～⑧に掲げる貸与品等の補充及び交換等に要する費用は、受注者が負担するものとするほか、スタッドレスタイヤは受注者が用意するものとする。

① 第10に掲げる管理車両

② ICカードシステム関連機器、オンデマンド交通システム関連機器

③ 料金箱

④ 車両番号表示板等（車体貼付用マグネットシート等）

⑤ ①～④以外で、発注者が補充及び交換等に要する費用を負担すると認めるもの

⑥ 車両付属品（鍵、タイヤ、フロアマット、発煙筒等）

⑦その他貸与品等

(8) 消耗品等の購入

受注者は、車両等を正常かつ清潔に保つために必要な洗車用具及び用品、ウォッシャー液、バッテリー液、その他消耗品等の購入に要する費用を負担する。

(9) 関係する施設等の管理

- ① 発注者は、業務を適正に遂行することを目的として、受注者に事務所兼乗務員の休憩所及びバス保管場所を無償で提供し、受注者は責任を持って管理する。
- ② 事務所兼乗務員の休憩所及び施設内の物品等、並びにバス保管場所の維持管理に必要な諸経費（消耗品等の購入費及び光熱水費を含む）は受注者が負担する。ただし、次のア～ウに掲げる費用については、発注者が負担する。
 - ア ICカードシステムのネットワーク回線使用料及びシステム修繕費用
 - イ 施設本体に付随する設備等の修繕費用
 - ウ その他発注者が必要と認める費用
- ③ 待合所及び停留所標識は受注者が管理する。

(10) 事故処理に関する事項

- ① 自動車損害保険及び任意保険は受注者が加入し、その費用を負担する。
- ② 受注者は、対人、対物、搭乗者及び車両の事故について、一切の責任を負い、誠意を持って一切の処理を行う。
- ③ 受注者は、保険請求に必要な書類等を用意し保険の請求に必要な手続きの一切を行う。
- ④ 事故等が発生した場合には、別に定める「長野市市バス等事故発生時対応マニュアル」に従い、適切に対応する。

(11) 発注者が指定する業務日報等による運行実施内容等の報告

(12) 運行に関する信州新町支所との連絡調整

(13) 停留所別乗降車人員調査等への協力

(14) その他運行に関する事項

7 利用者に対する配慮

- (1) 乗務員は、常に利用者の立場にたって運行を行うように努める。
- (2) 乗務員は、利用者の乗車及び下車の際は、常に安全に注意し、親切な対応に努める。
- (3) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、利用者に対し必要かつ合理的配慮をする。合理的配慮について、判断が難しい場合は、必要に応じて、発注者と協議する。
- (4) 市バスの利用促進に誠意を持って取り組む。

8 運行管理の責任者及び運行管理の責任者の代行者

- (1) 受注者は、道路運送法施行規則第 51 条の 17 に規定する自家用有償旅客運送自動車の運行管理の責任者を定め、発注者がこれを選任する。
- (2) 受注者は、運行管理の責任者が乗務員（運転者）となる場合に備え、運行管理の責任者の代行者を定め、発注者がこれを選任する。

なお、運行管理の責任者の代行者の要件は、定めない。

9 乗務員

乗務員については、道路運送法施行規則第 51 条の 16 に規定する要件を備える者とする。

10 管理車両及び使用する車両

管理車両は、次の9台とし、管理車両を利用者の状況に応じて配車し、使用する。

なお、各車両の年式及び走行距離等の詳細は、別紙4「車検証写し」のとおり。

- (1) 車両番号 長野 200 さ 1634
- (2) 車両番号 長野 200 さ 1975
- (3) 車両番号 長野 200 さ 2067
- (4) 車両番号 長野 200 さ 1901
- (5) 車両番号 長野 200 さ 1732
- (6) 車両番号 長野 301 て 5386
- (7) 車両番号 長野 200 さ 1633
- (8) 車両番号 長野 200 さ 1903
- (9) 車両番号 長野 200 さ 2154
- (10) 車両番号 長野 301 て 5385
- (11) 車両番号 長野 300 む 998

なお、老朽化等の理由により、契約期間中に管理車両を更新・交換することがある。

11 管理車両にかかる保険

受注者は、管理車両1台毎に、対人賠償保険（乗客含む）無制限、対物賠償保険1,000万円以上、車両保険（加入できる限度額）に加入し、その加入保険証書の写しを発注者に提出する。

12 代車による運行

- (1) 故障、点検、整備及びその他トラブル等の理由で管理車両を使用できない場合は、別に定める別紙6「市バス代車運用手順書」に基づき、発注者が指定する代車により運行する。

なお、受注者は代車の輸送や借用期間中の維持管理について責任を負うとともに、原則として、通常使用による劣化・摩耗を除き、引渡し時の状態で代車を返還する。

- (2) 受注者所有の車両で、事前に発注者に対して代車使用の届け出を行い、代車の登録が完了した車両については、当該受注者のみ代車として使用することができるものとする。

13 代車にかかる責任等

- (1) 代車にかかる自動車損害賠償責任保険及びその他の損害保険は、次のとおりとする。

- ① 管財課及び支所等で所有・管理する「市バス代車運用手順書」で指定された車両については、発注者の責任において付すものとする。
- ② 「市バス代車運用手順書」で代車に指定された車両を管理する受注者は、第11と同等かつ他の委託事業者が使用できる保険に加入するものとする。
- ③ 事前に代車登録した受注者所有の車両については、受注者の責任において、第11と同等かそれ以上の保険に加入するものとし、加入保険証書の写しを発注者に提出するものとする。

- (2) 代車で事故が生じた時は、次のとおり損害を賠償しなければならない。

- ① 管財課及び支所等で所有・管理する車両については、事故に伴い発注者が支払った費用のうち、市有物件災害共済で補填されない費用について、受注者が支払うものとする。

- ② 「市バス代車運用手順書」で代車に指定された車両のうち、①以外のものについては、当該車両を管理する事業者と協議した上で、事故により生じた値上がり分の保険料について、事故を起こした事業者が負担することとする。また、保険適用範囲外の費用についても、事故を起こした事業者が支払うものとする。
- ③ 事前に代車登録した受注者所有の車両については、受注者の責任において損害を補填することとする。
- ④ ①～③いずれの場合も、受注者と発注者及び車両を管理する事業者との協議により、保険で対応しないこととする場合は、事故を起こした事業者の負担により損害を補填する。

14 消費税及び地方消費税の税率改正に係る対応

契約期間中に消費税及び地方消費税の税率の変更があった場合は、協議により、相当金額を増額又は減額するための変更契約をすることができるものとする。

15 業務の再委託について

- (1) 受注者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) おおむね契約金額の二分の一以上に相当する業務を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (3) 受注者は、前2項の規定に該当しない業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

16 その他の事項

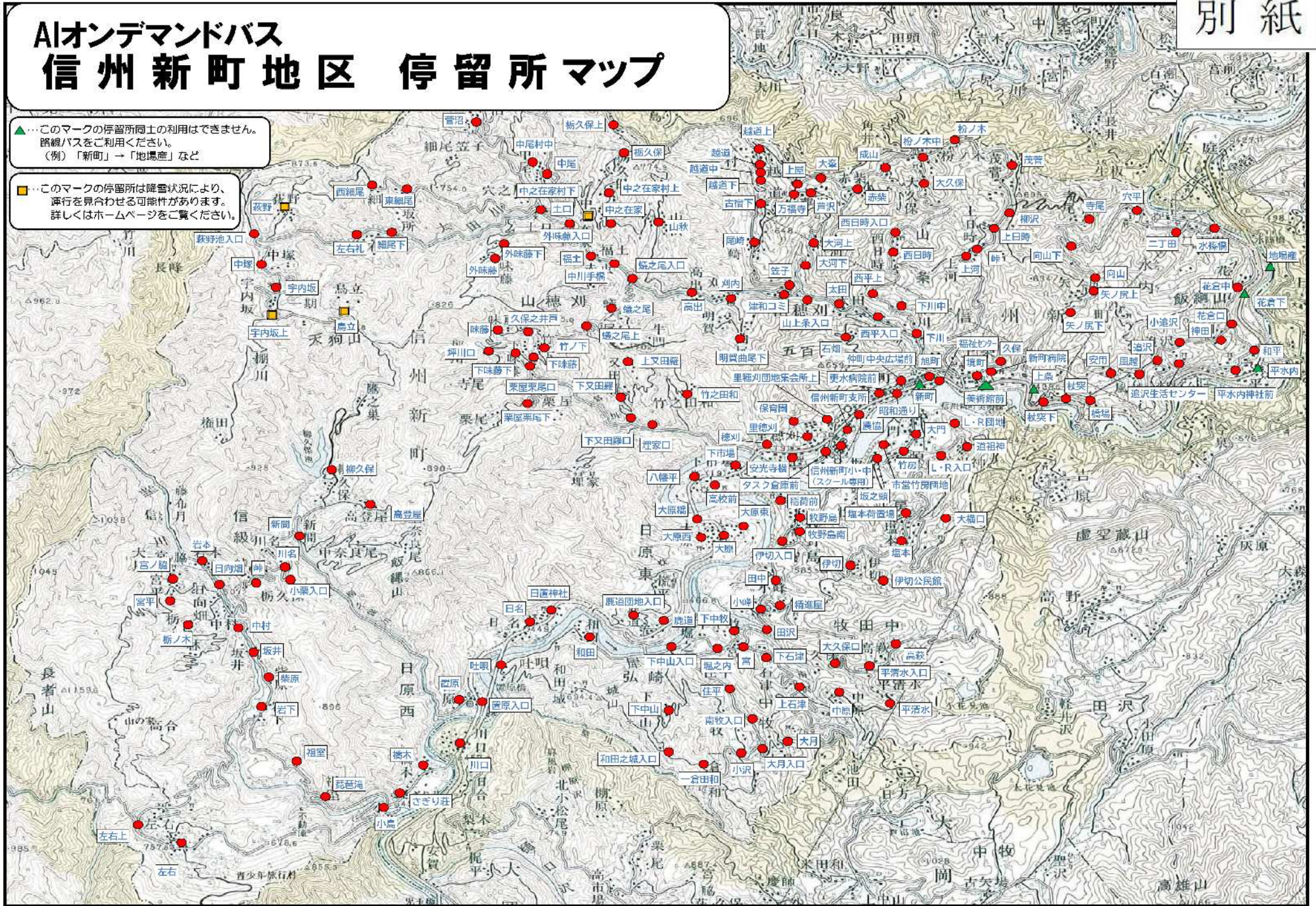
- (1) 運行等業務の履行にあたっては、道路運送法、道路運送法施行規則、道路交通法、道路交通法施行規則、長野市有償旅客運送自動車の設置等に関する条例及び同条例施行規則等、その他法令を遵守するとともに、規律及び風紀を維持すること。
- (2) 受注者は、乗務員等の雇用にあたり、労働基準法、雇用保険法、その他の社会保険諸法令を遵守し、規律及び風紀を維持し委託の趣旨に従い、全ての責任を負い、労務管理を実施すること。
- (3) 運行管理の責任者、乗務員及び事務所等を定めた運行等業務計画書について、書面により運行開始日までに提出すること。
- (4) 運行等業務の履行に際して、知り得たことを他に漏らしてはならない。
- (5) 運行時間等を変更する場合は、必要に応じて発注者と受注者とが協議して変更する。
- (6) 「市バス等の旅客運賃の減免基準」、「長野市市バス等事故発生時対応マニュアル」及び「市バス代車運用手順書」は、発注者が必要に応じて改正することがある。この場合、発注者は、受注者に対し通知する。
- (7) 利用者及びその関係者等からの意見及び苦情等に対し、親切かつ丁寧に対応すると共に、速やかに改善に努めること。
なお、必要に応じて、交通政策課及び信州新町支所又は中条支所に報告すること。
- (8) サービスの向上と経費の節減に努めること。
- (9) 受注者は道路運送法第4条第1項に規定する一般旅客自動車運送事業の許可における営業区域を証する書類を契約後速やかに所管課へ提出すること。

(10) その他不明な点は、交通政策課、信州新町支所及び中条支所の担当者と事前に協議すること。

AIオンデマンドバス 信州新町地区 停留所マップ

▲...このマークの停留所同士の利用はできません。
路線バスをご利用ください。
(例)「新町」→「地場産」など

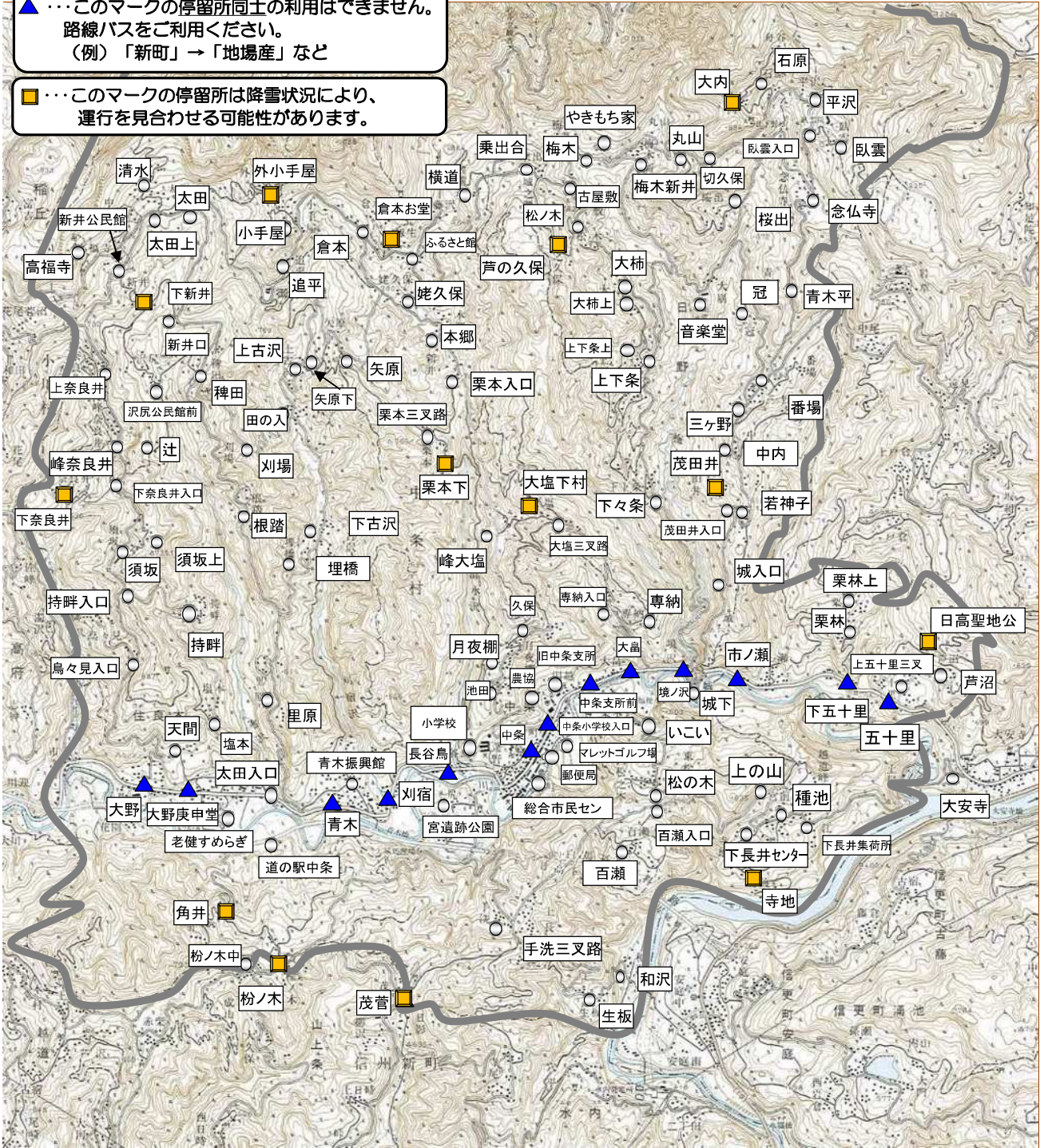
■...このマークの停留所は降雪状況により、
運行を見合わせる可能性があります。
詳しくはホームページをご覧ください。



AIオンデマンドバス 中条地区 停留所マップ

▲ …このマークの停留所同士の利用はできません。
路線バスをご利用ください。
(例)「新町」→「地場産」など

■ …このマークの停留所は降雪状況により、
運行を見合わせる可能性があります。



番号 00785 A

自動車検査証

令和 4年 11月 1日

長野運輸支局長
信長

| | | | | | | | |
|--|-------------------------|-------------------------|--------------------------|----------------------|----------------|----------------------|---------------|
| 自動車登録番号又は車両番号 長野 200 さ 1684 車 | 登録年月日 平成 26年 11月 26日 | 交付年月日 平成 26年 11月 26日 | 初度登録年月 平成 26年 11月 26日 | 自動車の種別 普通乗車 | 用途 乗用車 | 自家用・業務用の別 乗用車 | 車体の形状 乗用車 |
| 三菱 | 車台番号 [318] | 長さ 2940mm | 幅 2010mm | 高さ 1810mm | 前後軸重 3890kg | 前後軸重 5485kg | 後軸重 2080kg |
| BE640G-200673 | 型式 BE640G | 原動機の型式 4P10 | 燃料の種類 軽油 | 型式指定番号 2050C 2431 | 類別 乗用車 | 型式指定番号 20500 3940 | 類別区分番号 |
| 所有者の氏名又は名称 長野県長野市鶴賀緑町1613 | | | | | | | |
| 所有者の住所 長野県長野市鶴賀緑町1613 | | | | | | | |
| 使用者の氏名又は名称 ***** | | | | | | | |
| 使用者の住所 ***** | | | | | | | |
| 使用の本拠の位置 長野県長野市信州新町1000-1 | | | | | | | |
| 有効期間の満了日 平成 26年 11月 26日 | | | | | | | |
| 備考 [長野] 継続検査 自動車重量税額 0.00 本期税率適用 [24年度税制] 平成26年11月26日 新規登録 75%減税措置済み 平成27年度燃費基準5%向上達成車 使用車種規制 (NOx・PM) 適合。この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域外です。 [走行距離計表示値] 211,600km (令和4年11月1日) [旧走行距離計表示値] 196,100km (令和3年11月18日) 平成12年騒音規制車、近接排気騒音規制値 98dB [受検種別] 持込検査車 | | | | | | | |

[検査時の点検整備実施状況] 点検整備記録簿記載あり
 [受検形態] 認証整備工場
 [整備工場コード] 32-20345
 以下余白



裏面もご覧下さい

A

記録年月日 令和 5年 3月 23日

自動車検査証記録事項

321230073281

| | | | | | | | | | | | |
|---|--|--------------------|--|--------|--|-----------|--|------------|------------|--------------|-----|
| 1. 基本情報 | | | | | | | | | | | |
| 自動車登録番号又は車両番号 長野 200 さ 1732 | | | | | | | | | | | |
| 車台番号 | | B.G.6.40G-210089 | | | | | | | | | |
| 登録年月日/交付年月日 | | 平成 28年 3月 25日 | | 初度登録年月 | | 平成 28年 3月 | | 有効期間の満了する日 | | 令和 6年 3月 24日 | |
| 2. 所有者・使用者情報 | | | | | | | | | | | |
| 所有者の氏名又は名称 | | 長野市 | | | | | | | | | |
| 所有者の住所 | | 長野県長野市鶴賀緑町16-3 | | | | | | | 20500 2431 | | |
| 使用者の氏名又は名称 | | *** | | | | | | | | | |
| 使用者の住所 | | *** | | | | | | | | | |
| 使用の本拠の位置 | | 長野県長野市信州新町新町1000-1 | | | | | | | 20500 3813 | | |
| 3. 車両詳細情報 | | | | | | | | | | | |
| 車名 | | 三菱 [318] | | | | | | | | | |
| 型式 | | TPG-BG640G | | | | 原動機の型式 | | | | 4P10 | |
| 自動車の種別 | | 普通 | | 用途 | | 乗合 | | 自家用・事業用の別 | | | 自家用 |
| 車体の形状 | | キャブオーバー [012] | | | | 乗車定員 | | 最大積載量 | | -kg | |
| 車両重量 | | 4080kg | | 車両総重量 | | 5655kg | | 長さ | | 699cm | |
| 前後軸重 | | 1910kg | | 前後軸重 | | -kg | | 後軸軸重 | | 2150kg | |
| 燃料の種類 | | 軽油 | | 型式指定番号 | | | | 類別区分番号 | | | |
| 4. 備考 | | | | | | | | | | | |
| <p>[長野] 継続検査 自動車重量税額 ¥15,000 本則税率適用 [27年度税制] 平成28年3月25日 新規登録 50%減税措置 済及 平成27年度燃費基準5%向上達成車 使用車種規制 (NOx・PM) 適合。この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域外です。 [走行距離計表示値] 59,300km (令和5年3月23日) [日走行距離計表示値] 47,100km (令和4年2月25日) 平成13年騒音規制車、近接排気騒音規制値 98dB [受検種別] 持込検査車 [検査時の点検整備実施状況] 点検整備記録簿記載あり [受検形態] 認証整備工場 [整備工場コード] 32-20345 以下空白</p> | | | | | | | | | | | |

記録事項はシステム登録時点の情報となります



| | |
|------|----------------|
| 車両ID | T9464FS4200442 |
|------|----------------|

自動車検査証

令和5年3月23日

長野運輸支局長

321230073281

| | | | | | | | |
|----------------------------------|-------------|--------------------|------------------|-------------------------|------------------|------------------|--------------|
| 自動車検査証番号又は再検査番号 長野 200 迄 1732 | | 初年度登録年月 平成28年3月 | 自動車の種別 普通 | 用途 乗合 | 車体の形状 キャブオーバー | 型式指定番号 乗用 | 車別区分番号 |
| 型式 BG640C-210089 | | 燃料の種類 軽油 | | 総排気量(立方センチメートル) 2100 | | | |
| 型式 TPG-BG640C | | 原動機の種類 4P10 | | 最大総重量 1910 kg | 最大積載重量 kg | 最大総重量 2150 kg | 最大積載重量 kg |
| 乗車定員 29 | 乗員制限値 kg | 全重量 4060 kg | 車両総重量 5655 kg | 長さ 699 cm | 幅 201 cm | 高さ 267 cm | |
| 長野市 | | | | | | | |
| 備考 NOx・PM適合, 平成13年騒音98dB | | | | | | | |

この裏面には盗難部品(「Cマーク」)を
内蔵した「Cマーク」があり、その「Cマーク」を
使用し、検査してください。

裏面もご確認ください。



T9464PS4200442

国土交通省

5677

A

記録年月日 令和 5年 2月 28日

自動車検査証記録事項

321230046421

| 1. 基本情報 | | | | | | | | | |
|--|----------------|---------------------------------|-----------|------------|--------------|------|--------|------------|-------|
| 自動車登録番号又は車両番号 | | 長野 200 さ 1901 | | | | | | | |
| 直台番号 | TRH228-0008908 | | | | | | | | |
| 登録年月日/交付年月日 | 平成 30年 3月 19日 | 初度登録年月 | 平成 30年 3月 | 有効期間の満了する日 | 令和 6年 3月 18日 | | | | |
| 2. 所有者・使用者情報 | | | | | | | | | |
| 所有者の氏名又は名称 | | 長野市 | | | | | | | |
| 所有者の住所 | | 長野県長野市鶴賀緑町1613 [20500 2431] | | | | | | | |
| 使用者の氏名又は名称 | | *** | | | | | | | |
| 使用者の住所 | | *** | | | | | | | |
| 使用の本拠の位置 | | 長野県長野市信州新町新町1000-1 [20500 3813] | | | | | | | |
| 3. 車両詳細情報 | | | | | | | | | |
| 車名 | トヨタ [194] | | | | | | | | |
| 型式 | CBF-TRH228B | | | 原動機の型式 | 2TR | | | | |
| 自動車の種別 | 普通 | 用途 | 乗合 | 自家用・事業用の別 | | 自家用 | | | |
| 車体の形状 | キャブオーバー [012] | | | 乗車定員 | 14人 | | 最大積載量 | | |
| 車両重量 | 2210kg | 車両総重量 | 2980kg | 長さ | 538cm | 幅 | 188cm | 高さ | 228cm |
| 前軸重 | 1270kg | 前後軸重 | -kg | 後前軸重 | -kg | 後後軸重 | 940kg | 総排気量又は定格出力 | 2.69L |
| 燃料の種類 | ガソリン | | | 型式指定番号 | 12601 | | 類別区分番号 | 0032 | |
| 4. 備考 | | | | | | | | | |
| <p>【長野】継続検査 自動車重量税額 ¥12,300 平成27年度燃費基準達成車 使用車種規制 (NOx・PM) 適合。この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域外です。 【走行距離計表示値】112,200km (令和5年2月28日) 【旧走行距離計表示値】93,000km (令和4年2月22日) 平成12年騒音規制車、近接排気騒音規制値 97dB 【受検種別】持込検査車 【検査時の点検整備実施状況】点検整備記録簿記載あり 【受検形態】認証整備工場 整備工場コード] 32-20345 以下空白</p> | | | | | | | | | |

【注意事項】

記録事項はシステム登録時点の情報となります

車両ID T9463JX1032320



自動車検査証

令和5年2月28日

長野運輸支局長

321230046421

| | | | | | | |
|-------------------------------|-------------------|--------------|----------|----------------|-----------------|----------------|
| 自動車検査証又は検査済書 長野 200 と 1901 | 初版登録年月 平成30年3月 | 自動車の種別 普通 | 用途 乗合 | 国産車・並美車 自家用 | 型式指定番号 12601 | 類別区分番号 0032 |
|-------------------------------|-------------------|--------------|----------|----------------|-----------------|----------------|

車名
キャブオーバ

| | | |
|----------------|---------------|---------------|
| TRH228-0008908 | 燃料の種類 ガソリン | 燃料消費率 3.60 |
|----------------|---------------|---------------|

| | | | |
|-------------|-----|-----------------|-------------|
| CB7-TRH228B | 2TR | 前軸軸重 1270 kg | 後軸軸重 940 |
|-------------|-----|-----------------|-------------|

| | | | | | | |
|------------|-------------|-----------------|-------------------|--------------|-------------|--------------|
| 乗車定員 14 | 最大積載量 kg | 標準重量 2210 kg | 最高速度 2980 km/h | 長さ 538 cm | 幅 188 cm | 高さ 228 cm |
|------------|-------------|-----------------|-------------------|--------------|-------------|--------------|

長野市

備考
NOx・PM適合 平成12年騒音97dB



T9433JX1032320

国土交通省

4372

裏面もご覧ください。
この裏面には電子部品（ICチップ）を
内蔵したICタグがあり、そのため大切に
使用・保管してください。

番号 09726 A

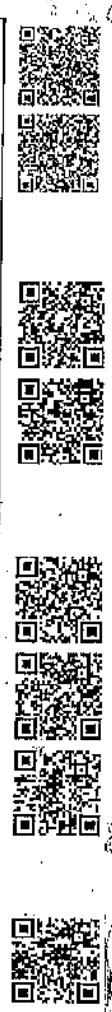
自動車検査証

令和 4年 11月 15日

長野運輸支局長
wital

| | | | | | | |
|-----------------|---------------------------------|------------|-------------------|-------------------|-------------------|---|
| 自動車登録番号又は車両番号 | 登録年月日/交付年月日 | 初度登録年月 | 自動車の種別 | 用途 | 自家用・事業用の別 | 車体の形状 |
| 長野 200 さ 1975 車 | 平成 30年 11月 20日 / 平成 30年 11月 20日 | 平成 30年 11月 | 普通乗車定員 | 乗合自動車 | 乗合自動車 | キャブオーバー [012] 京 向 線 重 |
| トヨタ | [194] | [194] | 長さ | 幅 | 高さ | 2210 ^{kg} 2980 ^{kg} 前前軸重 前後軸重 後前軸重 後後軸重 |
| TRH228-0008476 | | | 538 ^{cm} | 188 ^{cm} | 228 ^{cm} | 1270 ^{kg} 940 ^{kg} 型式指定番号 識別区分番号 |
| CBF-TRH228B | 2TR | | 2.69 | ガソリン | | 1260 0032 |
| 所有者の氏名又は住所 | 長野県長野市鶴賀1613 | | | | | |
| 使用者の氏名又は住所 | ***** | | | | | |
| 使用の木の位置 | ***** | | | | | |
| 有効期間の満期日 | 長野県長野市信州新町1000-1 平成 30年 11月 19日 | | | | | |
| 備 | 以下余白 | | | | | |

[長野] 継続検査
 自動車重量税額 3,000
 平成27年度燃費基準達成車
 使用車種規制 (N.O.x, P.M) 適合。この自動車の使用の本拠はNO
 x・P.M対策地域外です。
 [走行距離計表示値] 61,700km (令和4年11月15日)
 [旧走行距離計表示値] 48,800km (令和3年11月9日)
 平成12年騒音規制車, 近接排気騒音規制値 97dB
 [受検種別] 持込検査車
 [検査時の点検整備実施状況] 点検整備記録簿記載あり
 [受検形骸] 認証整備工場
 [整備工場コード] 32-20345



裏面もご確認ください

番号 00606 A

自動車検査証

令和 4年 12月 8日

長野運輸支局

| | | | | | | | | | | | |
|---------------|---|--------|--------------|---------|--------------|--------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 自動車登録番号又は車両番号 | 長野 200 さ 2067 | 登録年月日 | 令和 4年 12月 8日 | 初度登録年月日 | 令和 4年 12月 8日 | 自動車の種別 | 乗合自動車 | 用途 | 自家用 | 車体の形状 | 乗用車 |
| トヨタ | | 車台番号 | [194] | | | 普通乗車 | 乗員数 | 最大積載量 | 乗員数 | 重量 | 重量 |
| TRH228-001094 | | 型式 | | | | 長さ | 幅 | 高さ | 前軸重 | 後軸重 | 総重量 |
| CBF TRH228B | | 原動機の型式 | | | | 538cm | 188cm | 228cm | 1270kg | 1270kg | 2210kg |
| 所有者の氏名又は名称 | 長野県長野市鶴賀緑町1613 | | | | | | | | | | |
| 所有者の住所 | 長野県長野市信州新町1000-1 | | | | | | | | | | |
| 使用者の氏名又は名称 | * * * | | | | | | | | | | |
| 使用者の住所 | * * * | | | | | | | | | | |
| 使用の本拠の位置 | 長野県長野市信州新町1000-1 | | | | | | | | | | |
| 有効期間の満了日 | 5年11月11日 | 4 | 月 | 日 | | | | | | | |
| 備註 | <p>[長野] 総額 300</p> <p>[自動車重量税額] 令和4年12月12日 新規登録 50%減税措置</p> <p>[30年度税制] 令和4年12月12日 新規登録 50%減税措置</p> <p>済み</p> <p>平成27年度燃費基準達成車</p> <p>使用車運規制 (NOx・PM) 適合、この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域外です。</p> <p>[走行距離計表示値] 55,800km (令和4年12月8日)</p> <p>[口走行距離計表示値] 3,700km (令和3年12月7日)</p> <p>平成12年騒音規制車、直接排気音規制値 C7dB</p> <p>[受検種別] 持込検査車</p> <p>[検査時の点検整備実施状況] 点検整備記録簿記載あり</p> | | | | | | | | | | |

[受検形態] 認証整備工場
[整備工場コード] 32-20345
以下余白



番号 00358 A

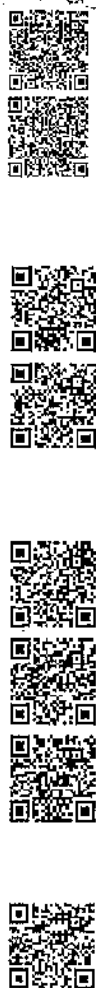
自動車検査証

令和 3年 12月 16日

長野運輸支局長



| | | | | | | |
|--|------------------------------|---------------------------------|----------------|-------------|------------------|--------------------|
| 自動車登録番号又は車両番号 長野 301 て 5386 車 | 登録年月日/交付年月日 令和 3年 12月 16日 | 初度登録年月 令和 3年 12月 | 自動車の種別 普通乗車 | 用途 乗用車 | 自家用・事業用の別 乗用車 | 車体の形状 スリーションワゴン |
| 車台番号 トヨタ 219-0039-325 | 名 [194] | 長さ 10A | 幅 188cm | 高さ 210cm | 前後軸重 2050kg | 前後軸重 2600kg |
| 型式 3BA-TRJ1219W | 原動機の型式 2TR | 排気量又は定格出力 484cm ³ | 燃料の種類 ガソリン | 型式番号 | 型式番号 | 型式番号 |
| 所有者の氏名又は名称 長野県長野市鶴賀緑町1613 | 住所 長野県長野市鶴賀緑町1613 | 重量 2.63t | 重量 | 重量 | 重量 | 重量 |
| 使用者の氏名又は名称 *** | 住所 *** | 重量 | 重量 | 重量 | 重量 | 重量 |
| 使用の本拠の位置 長野県長野市信州新町1000-1 | 位置 長野県長野市信州新町1000-1 | 重量 | 重量 | 重量 | 重量 | 重量 |
| 有効期間の満了日 令和3年12月15日 | 満了日 令和3年12月15日 | 重量 | 重量 | 重量 | 重量 | 重量 |
| 備考 [長野] 新規登録 自動車重量税額 500 平成11年騒音規制車、近接排気騒音規制値 96dB マフラー加速騒音規制適用車 以下余白 | | | | | | |



番号 00374 A

自動車検査証

令和 14.10.28

長野運輸支局長



| | | | | | | | | |
|--|--------------------------|----------------------|--------------------------|----------------------------------|-------------|----------------------|----------------------|------------------|
| 自動車登録番号又は車両番号 長野 200 さ 1633 車 | 型式 BF640G-200672 | 原動機の型式 TPG-BF640G | 初度登録年月 平成 26年 11月 26日 | 自動車の種類別 普通自動車 | 用途 乗合自動車 | 検査用印 検査用 最大積載量 | 検査用印 検査用 最大積載量 | 車体の形状 乗用車 |
| 三菱 | 車台番号 BF640G-200672 | 車台番号 4P10 | 平成 26年 11月 26日 | 長さ 2990mm | 幅 2010mm | 高さ 2640mm | 前後軸重 3890kg | 前後軸重 5485kg |
| | | | | 総排気量又は定格出力 699cm ³ | 燃料の種類 M | 燃料の積載 1810kg | 型式指定番号 2080kg | 型式指定番号 2080kg |
| 所有者の氏名又は名称 長野市 | 所有者の住所 長野県長野市鶴賀緑町1613 | | | 長さ 2.99m | 幅 M | 高さ M | 前後軸重 M | 前後軸重 M |
| 使用者の氏名又は名称 *** | 使用者の住所 *** | | | 長さ 2.99m | 幅 M | 高さ M | 前後軸重 M | 前後軸重 M |
| 使用の本拠の位置 長野県長野市鬼無口日影2750-1 | | | | 長さ 2.99m | 幅 M | 高さ M | 前後軸重 M | 前後軸重 M |
| 有効期間の満了日 平成 26年 11月 26日 | | | | 長さ 2.99m | 幅 M | 高さ M | 前後軸重 M | 前後軸重 M |
| 備考 [長野] 継続検査 自動車重量税額 平成 26年 11月 26日 新規登録 75%減税措置済み 平成 27年度燃費基準5%向上達成車 使用車種規制 (N.O.x, P.M.) 適合 この自動車の使用の本拠はN.O.x・P.M対策地域域外です。 [走行距離計表示値] 163.5000km (令和4年10月28日) [旧走行距離計表示値] 144700km (令和3年10月28日) 平成12年騒音規制車、近接排気騒音規制値 98cB [受検種別] 特込検査車 | | | | 長さ 2.99m | 幅 M | 高さ M | 前後軸重 M | 前後軸重 M |

[検査時の点検整備実施状況] 点検整備記録簿記載あり
 [受検形態] 認定整備工場
 [整備工場] 812-2-2080-24
 以下添付



表 面 も こ 際 下 さ し

自動車検査証

321230053701

令和5年3月7日 長野運輸支局長

| | | | | | |
|----------------|----------|------------|----------|-------|------|
| 検査種別 | 検査種別 | 検査種別 | 検査種別 | 検査種別 | 検査種別 |
| 長野 200 | 18903 | 平成30年3月 普通 | 乗合 国産車 | 12501 | 0022 |
| 型式 | キャブオーバーン | 車種 | キャブオーバーン | | |
| TRH228-0008910 | ガソリン | 原動機 | ガソリン | 2699 | |
| CBF-TRH228B | 216 | 排気量 | 1270 | 940 | |
| 重量 | 14 | 最大積載量 | 2980 | 598 | 188 |
| | | 2210 | | | 228 |

長野市

検査 No: PM適合 平成12年騒音97dB

裏面もご覧ください。
この裏面には電子部品（ICチップ）を
内蔵したICタグがありますので、大切に
使用・保管してください。



09464410071416

記録年月日 令和 5年 3月 7日

自動車検査証記録事項

321230053701

| | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|-----------------------------|--|--------|--|-----------|--|------------|--|--------------|-----|------------|----|--------|
| 1. 基本情報 | | | | | | | | | | | | | | |
| 自動車登録番号又は車両番号 | | 長野 200 さ 1903 | | | | | | | | | | | | |
| 車台番号 | | TRH228-0008910 | | | | | | | | | | | | |
| 登録年月日/交付年月日 | | 平成 30年 3月 19日 | | 初度登録年月 | | 平成 30年 3月 | | 有効期間の満了する日 | | 令和 6年 3月 18日 | | | | |
| 2. 所有者・使用者情報 | | | | | | | | | | | | | | |
| 所有者の氏名又は名称 | | 長野市 | | | | | | | | | | | | |
| 所有者の住所 | | 長野県長野市鶴賀緑町1613 [20500 2431] | | | | | | | | | | | | |
| 使用者の氏名又は名称 | | *** | | | | | | | | | | | | |
| 使用者の住所 | | *** | | | | | | | | | | | | |
| 使用の本拠の位置 | | 長野県長野市中条2549-2 [20500 3748] | | | | | | | | | | | | |
| 3. 車両詳細情報 [20500 3748] | | | | | | | | | | | | | | |
| 車名 | | トヨタ [194] | | | | | | | | | | | | |
| 型式 | | CBF-TRH228B | | | | 原動機の型式 | | | | 2TR | | | | |
| 自動車の種別 | | 普通 | | 用途 | | 乗合 | | 自家用・専業用の別 | | 自家用 | | | | |
| 車体の形状 | | キャブオーバ [012] | | | | 乗車定員 | | 14人 | | 最大積載量 | -kg | | | |
| 車両重量 | | 2210kg | | 車両総重量 | | 2980kg | | 長さ | | 538cm | 幅 | 188cm | 高さ | 228cm |
| 前軸重 | | 1270kg | | 前後軸重 | | -kg | | 後軸重 | | 940kg | | 総排気量又は定格出力 | | 2.69 L |
| 燃料の種類 | | ガソリン | | | | 型式指定番号 | | 12601 | | 類別区分番号 | | 0032 | | |
| 備考 | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>[長野] 継続検査 自動車重量税額 512,300 平成27年度燃費基準達成車 使用車種規制 (NOx・PM) 適合。この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域外です。 [走行距離計表示値] 68,800km (令和5年3月7日) [旧走行距離計表示値] 50,200km (令和4年2月22日) 平成12年騒音規制車、近接排気騒音規制値 97dB [受検種別] 指定整備車 検査時の点検整備実施状況] 点検整備記録簿記載あり [受検形態] 指定整備工場 [整備工場コード] 32-20100 以下余白</p> | | | | | | | | | | | | | | |

【注意事項】

記録事項はシステム登録時点の情報となります

車両ID T9464AH0071416



番号 00362 A

自動車検査証

令和 4年 11月 8日

長野運輸支局長 長

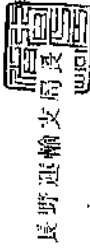
| | | | | | | | |
|--|------------------------|------------------------|-------------------------|--------------------------|---------------------------|--------------------|---|
| 自動車登録番号又は車両番号 長野 200 さ 2154 車 | 登録年月日 令和 4年 11月 13日 | 交付年月日 令和 4年 11月 13日 | 初度登録年月 令和 4年 11月 2日 | 自動車の種別 普通乗車 | 用途 乗合最大積載量 | 自家用・業務用 乗合最大積載量 | 車体の形状 キヤブオ |
| シヨク | 車台番号 [194] | 長さ 14m | 幅 1.88m | 高さ 2.28m | 前後軸重 2210kg | 前後軸重 2980kg | 重量 2980kg |
| TRH228-0D123 式 | 原動機の型式 2TR | 燃料の種類 ガソリン | 燃料の消費量 2.69 L/gallon | 総排気量は直列4缸 538cc | 1270kg | 2210kg | 2980kg |
| 所有者の氏名又は名称 長野県長野市鶴賀緑町1613 | 所有者の住所 長野県長野市中条2770 | 使用者の氏名 * * * | 使用者の住所 * * * | 使用の本拠の位置 長野県長野市中条2770 | 有効期間の満了日 令和 5年 11月 12日 | 備 | 20500 3748 |
| [長野] 継続検査 自動車重量税額 3000 [30年度税制] 令和4年11月13日 新規登録 5.0% 減税措置 平成27年度燃費基準達成車 使用車種規制 (N O x・P M) 適合。この自動車の使用の本拠はNO x・P M対策地域外です。 [走行距離計表示値] 21,200km (令和4年11月8日) [旧走行距離計表示値] 40,600km (令和3年11月5日) 平成12年騒音規制車 [受検種別] 指定整備車 [検査時の点検整備実施状況] 点検整備記録簿記載あり | | | | | | | [受検形態] 指定整備工場 [整備工場コード] 32-20100 以下余白 |



番号 00356 A

自動車検査証

令和 3年 12月 16日



| | | | | | | |
|--------------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|-------------|--------------------|-------------|
| 自動車登録番号又は車両番号 長野 301-て 5385 | 登録年月日 令和 3年 12月 16日 | 初度登録年月 令和 3年 12月 16日 | 自動車の種別 乗用車 | 用途 乗用車 | 車体の形状 ステーションワゴン | 重量 [003] |
| 車台番号 TRH219-0020291 | 長さ 484 | 幅 188 | 高さ 210 | 重量 2050 | 重量 2500 | 重量 800 |
| 型式 3BA-T1R219W | エンジンの型式 2.69 ガソリン | 燃料の種類 ガソリン | 型式指定番号 19659 | 重量 1220 | 重量 1220 | 重量 800 |
| 所有者の氏名又は名称 長野県長野市鶴賀緑町1613 | 所有者の住所 長野県長野市鶴賀緑町1613 | 所有者の住所 長野県長野市鶴賀緑町1613 | 所有者の住所 長野県長野市鶴賀緑町1613 | 重量 19659 | 重量 19659 | 重量 0002 |
| 使用者の氏名又は名称 長野県長野市中区27-10 | 使用者の住所 長野県長野市中区27-10 | 使用者の住所 長野県長野市中区27-10 | 使用者の住所 長野県長野市中区27-10 | 重量 20500 | 重量 20500 | 重量 800 |
| 使用の本拠の位置 長野県長野市中区27-10 | 使用の本拠の位置 長野県長野市中区27-10 | 使用の本拠の位置 長野県長野市中区27-10 | 使用の本拠の位置 長野県長野市中区27-10 | 重量 20500 | 重量 20500 | 重量 800 |
| 有効期間の満了日 令和 3年 12月 15日 | 有効期間の満了日 令和 3年 12月 15日 | 有効期間の満了日 令和 3年 12月 15日 | 有効期間の満了日 令和 3年 12月 15日 | 重量 20500 | 重量 20500 | 重量 800 |

[長野] 新規登録
自動車重量税額 500
平成11年騒音規制車、近接非騒音規制値 96dB
マフラー加減騒音規制適用車
以下余白



裏面もご覧下さい

市バス代車運用手順書
(令和6年4月 長野市企画政策部交通政策課)

1 基本事項

(1) 策定の目的

この手順書は、市バス車両に故障等が発生した場合において、市民への影響を最小限に抑えるため、代車の運用についてあらかじめ定めるものである。

(2) その他

交通政策課は、必要に応じて、市バス運行事業者及び代車を所管する所属と協議の上、この手順書の見直しを行うものとする。

2 代車による運行の手順

(1) 市が所管する車両により代車運行する場合

- ① 市バス運行事業者は、代車による運行の必要が生じた場合、速やかに運行管理の責任者に報告する。
- ② 運行管理の責任者は、交通政策課に故障等の状況を報告し、代車による運行が必要である旨を申し出る。
- ③ 交通政策課は、代車手配の依頼を受け、管財課、各支所所管車両及び表1の車両の予約状況を確認し、車両の所管先に予約を依頼する。

(表1) 交通政策課(各地区市バス運行事業者)所管車両

| 駐車場所 | 車番 | 登録番号 | 車名 | 乗車定員 |
|----------|------|------------|--------------|-------|
| 大岡支所 | 5-84 | 長野501め7085 | ノア(助手席リフト付き) | 7人乗り |
| 信州新町バス車庫 | 2-30 | 長野200さ1633 | ローザ | 29人乗り |
| 中条バス車庫 | 5-65 | 長野300む998 | ノア(助手席リフト付き) | 8人乗り |
| 鬼無里バス車庫 | 5-77 | 長野501ま7225 | ノア(助手席リフト付き) | 7人乗り |
| 戸隠バス車庫 | 2-29 | 長野200さ1431 | ハイエース | 14人乗り |

- ④ 交通政策課は、代車での運行を市バス運行事業者へ指示する。
- ⑤ 市バス運行事業者は、交通政策課の指示に基づき代車による運行を行う。なお、代車の輸送(回送)は、原則として、代車を借用する市バス運行事業者が行うこととし、車両を所管する者は、車両及び車両の鍵の受け渡しに協力することとする。
- ⑥ 市バス運行事業者は、代車による運行後、原則として、通常使用による劣化・磨耗を除き、引渡し時の状態で車両を返還する。

- ⑦ 市バス運行事業者は、代車による運行について業務日報に記入する。
- ⑧ 運行管理の責任者は、止むを得ない故障等を除き、故障等が発生した原因の究明に当たるとともに、再発防止に努めるものとする。

(2) 市バス運行事業者が所有する車両により代車運行する場合

- ① 市バス運行事業者は、代車として使用する車両について、交通政策課へ届け出を行い、使用するものとする。
- ② 交通政策課は、届け出に基づき、長野県へ車両の登録手続きを行う。(事実発生日から1か月以内)
- ③ (1)と同様に代車による運行を行う。(③⑥は適用外)